

掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用要領

掛川市ブランドメッセージロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用要領を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、掛川市のブランドメッセージのシンボルとして、製作物、商品、媒体等への幅広い適切な使用を促すことにより、その認知度を高めるとともに、掛川市のブランドメッセージの浸透を図ることを目的とする。

（使用承認の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に、掛川市ブランドメッセージロゴマークデザインガイドのデザインパターン一覧に記載の使用を予定する番号を記入のうえ、ロゴマークを使用する印刷物の原稿等イメージがわかる書面を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙等）で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 掛川市、掛川市教育委員会の主催又は共催の事業において使用する場合
- (5) 前項に従い、市長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (6) その他市長が特に認める場合

（使用承認審査）

第3条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。

- (1) 掛川市ブランドメッセージのイメージ又は価値を害する恐れがある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

(6) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

(7) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(8) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認)

第4条 市長は、前条の審査の結果、当該使用が市のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、市長は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、承認番号を付した掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により、使用の承認をしない場合、掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用料等)

第5条 ロゴマークの使用者に対する使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第6条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ掛川市ブランドメッセージロゴマーク変更承認申請書（様式第4号）により変更承認申請を市長にしなければならない。この際、使用承認通知書を添付するものとする。

(使用期限)

第7条 使用承認期限は、原則として、第4条第1項により使用承認を受けた日から翌年度末までとする。ただし、市長は、使用形態を考慮し、相当と認めるときは、この限りではない。

(ロゴマークデザインの適正使用及び著作権の表示)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に関してブランドメッセージのイメージ及び信用性を損なうことがないように適正に使用する。

2 ロゴマークのデザインは、掛川市ブランドメッセージロゴマークデザインガイド（以下「デザインガイド」という。）に基づくものとする。

3 ロゴマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

4 デザイン等を使用する者は、物品又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたデザイン等の脇、その他適切な位置に、それが市の著作物であることを示す「©掛川市」を表示しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(メッセージの付記)

第9条 使用者は、ロゴマークに次のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、市長は

使用の承認にあたり、メッセージの付記を使用条件とすることができるものとする。(例：『掛川市ブランドメッセージロゴマーク』)

(商標登録等)

第10条 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(報告義務)

第11条 市長は使用者に対し、デザイン等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(第三者に対する承認)

第12条 市長は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認にもとづくデザイン等の使用权を第三者に対し再承認してはならない。

(著作権侵害行為への対処)

第14条 市長及び使用者は、第三者によるデザイン等の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長は使用者と協議のうえ、使用者のデザイン等の使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

(問題への対処)

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、市長及び掛川市は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに掛川市に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(紛争の解決)

第16条 使用者は、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第17条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第18条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要領の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第19条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市長が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市長に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 市長及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

2 市長及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

第21条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終了時から6か月以内に限り、販売することができる。

(改善の指示)

第22条 市長は、使用者が要領、デザインガイドを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取り消し)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
- (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
- (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要領の遵守に支障が生じたとき

- (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
- (7) 使用者が第22条の改善の求めに応じなかったとき
- (8) 使用者がこの要領の各条項に違反したとき
- (9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
- (10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要領の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき
- (11) デザイン等に関する掛川市の権限の行使に支障が生じたとき

2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

3 承認の取消しにより、掛川市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(使用者の責務)

第24条 使用者は、信義に従い、誠実にこの要領を履行しなければならない。

(要領の改正)

第25条 市長は、この要領を改正することができる。この場合、デザイン等の使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要領が適用される。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月10日から施行する。

掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 氏 名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
 電話番号

掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用要領に基づき、ロゴマーク使用の承認を申請します。

使用区分	<input type="checkbox"/> 印刷物（ ） <input type="checkbox"/> 看板（ ） <input type="checkbox"/> WEB（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※該当にチェックのうえ具体的な使用方法を記載		
使用目的			
具体的な使用内容	※制作数量・サイズ、使用場所・回数等（別紙可）		
使用予定デザイン番号			
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
連絡先	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-mail	※承認後、画像データをメールでお送りしますので、必ずご記入ください。	
備考			

【添付書類】

- (1) 申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体の場合に限る。）
- (2) ロゴマークの使用見本
- (3) その他

掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用の承認については、次のとおり承認したので通知します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	

【使用の条件】

- (1) 使用者は、この要領に基づくデザインを使用した物品等の完成品（カラー写真可）の提出を求められた場合は、これに応じること。
※写真の場合には、ロゴマーク・文字等が分かる資料とする。
- (2) 市長は、物品等による確認の結果、デザイン等の使用が適正でないと認める場合は、使用者に対し、是正若しくは、使用の停止を求めることができる。

掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用の承認については、次のとおり不承認としたので通知します。

不 承 認 の 理 由

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

掛川市ブランドメッセージロゴマーク変更承認申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

掛川市ブランドメッセージロゴマーク使用要領に基づき、ロゴマーク変更承認を申請します。

承認番号	※使用承認通知書に記載された番号をご記入ください。		
変更内容			
変更理由			
連絡先	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-mail		
備考			

【添付書類】

変更後のデザイン（デザイン変更の場合に限る。）